

基労保発第 0430001 号

平成 21 年 4 月 30 日

各都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長

「年金定期報告書の点検等事務に係る外部委託事務処理要領」の
一部改正について

標記については、平成 19 年 4 月 2 日付け基労保発第 0402002 号「「年金定期報告書の点検等事務に係る外部委託事務処理要領」の改正について」において示していたところであるが、今般、受託者と行政の連携の強化を図るとともに、点検事務の適正化に資するため、別添のとおり一部改正したので、今後の外部委託の実施にあたり遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本外部委託事務処理要領については、別途、新規労災年金受給者支援事業受託者に通知したので、了知されたい。

基労保発第 0430001 号

平成 21 年 4 月 30 日

財団法人労災年金福祉協会
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長

「年金定期報告書の点検等事務に係る外部委託事務処理要領」の
一部改正について

平成 21 年 4 月 1 日付けで契約を締結した「新規労災年金受給者支援事業」
について、事業実施に当たり「年金定期報告書の点検等事務に係る外部委託事
務処理要領」を示していたところですが、今般、別添のとおり一部改正したの
で、事業の実施にあたり遺漏のないよう配慮願います。

なお、本委託事務処理要領については、別途、各都道府県労働局労働基準部
長に通知したので、了知願います。

年金定期報告書の点検等事務に係る外部委託事務処理要領

I 点検等事務の対象

「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」及び「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」

II 点検等事務の内容及び方法

1 受付・確認事務

(1) 受付処理

○ 受付印押印

年金受給者から提出された定期報告書に受付印を押印すること（別紙1参照）。

(2) 要件確認等

① 形式確認

ア 記載内容確認

定期報告書の記載内容（住所、氏名等）の確認を行うこと（別紙1参照）。

イ 添付書類有無確認

年金種別別添付書類（診断書、住民票等）の確認を行うこと（別紙2参照）。

② 内容確認

ア 住民票確認（障害・遺族）

障害年金については、定期報告書に印書されている氏名及び生年月日が住民票の内容と合致しているかの確認を行うこと（別紙3参照）。

遺族年金については、定期報告書に印書されている受給権者及び受給資格者の氏名及び生年月日が、住民票の内容と合致しているかの確認を行うこと。（別紙4参照）。

イ 戸籍謄本・抄本確認（遺族）

死亡労働者との関係を確認すること。

ウ 厚生年金関係確認

(ア) 記入内容を証明できる書類（改定通知書の写等）が添付されているか確認すること（別紙1参照）。

なお、前年度の受給情報は定期報告入力帳票に印書してあることから、必要に応じて参考とすること（別紙1参照）。

(イ) 厚年情報照合リストの事案概要が労災年金の過誤払いが生じる恐れのある「種別年額誤り」及び「種別誤り」となっている事案に係る定期報告書について点検を行い、リスト内容と報告内容との不一致がある場合は、(3)の本人確認・指導の対象とすること。

エ 診断書確認（傷病・遺族）

傷病年金については、診断書が添付されていることを確認すること。

また、診断書の氏名及び生年月日が、定期報告書に印書されている氏名及び生年月日と合致しているか確認を行うこと（別紙5参照）。

遺族年金については、診断書が必要な受給資格者について添付されているか確認を行うこと。

(3) 本人確認・指導

提出された定期報告書や添付書類に不備があった場合及び報告内容の確認の必要がある場合は、本人に対し電話で追加提出書類の督促及び確認・指導を行うこと。

なお、督促・確認に係る説明に対して年金受給者の理解が得られない場合や本人不在が継続する場合には、必ず連絡メモ（別紙6参照）を作成し、監督署職員への引継ぎを行うこと。

また、電話での対応については別添「電話対応例」を参照すること。

(4) 入力処理

(1) から (3) の処理の結果、行政の審査、判断、決定が必要と考えられる事案については、下記5「年金定期報告書の点検等事務に係る日報」（以下「日報」という。）により、監督署職員に報告すること。

また、上記(2)の②の「ウ 厚生年金関係確認」中(イ)における確認・指導の結果、過去に遡る厚年等情報の誤りが判明した事案に係る定期報告書についても同様に監督署職員に報告すること。

その他については、以下のとおりの入力処理を行うこと。

○ OCR入力

ア OCR受付入力（要件確認等の結果、厚年等情報を入力する必要のない定期報告書の場合）

定期報告入力帳票（帳票種別39583）の「①受付年月日」欄に受付年月日を記入して受付情報の入力を行うこと（別紙1参照）。なお、一旦受付入力を行うと、当該定期報告入力帳票を用いての厚年等情報変更入力ができなくなるので留意のこと（前年度の厚年等情報は、当該帳票に印書）。

イ OCR帳票作成・入力（要件確認等の結果、厚年等情報を入力する必要のある定期報告書の場合）

定期報告受付情報及び厚年等情報を一度に入力すること。

入力の際は、定期報告入力帳票（帳票種別39583）の「①受付年月日」欄に受付年月日を、「③実行コード」欄に「1」を、「⑩調整コード」～「⑭基礎年金番号」欄に必要事項を記入すること（別紙3参照）。

2 再送付事務

(1) 住所確認処理

① 電話連絡による確認

転居先不明等の理由により返送された定期報告書については、年金受給者が監督署に届出ている電話番号に架電することにより所在確認を行うこと。

② 照会状の送付

電話連絡による確認ができなかった場合は、その概要等について日報により監督署職員に報告すること。また、監督署職員が報告を受けて市町村役場に対する職権による住民票交付に係る照会状を作成するので、これを送付すること。

(2) 再送付処理

住所が判明した年金受給者に対して、「住所・氏名変更届」を添付の上、定期報告書を再度送付すること。

3 照会事務

○ 定期報告書提出照会状の発送

提出期限後の一定の期日においても提出のない定期報告書に対しては、定期報告書提出照会状を送付すること。提出照会状はOCR端末により配信要求を行った翌日に監督署に配信される仕組みとなっていることから、監督署職員が定期報告書提出照会状の配信要求を行うので、配信された照会状（葉書）について、必要事項を記入して送付すること。

なお、記入内容については、必要に応じて監督署職員に確認すること。

4 保管・編綴

処理が終了した定期報告書について、保管・編綴を行うこと。

5 日報の提出

委託事務の実施期間中、毎業務終了後に「年金定期報告書の点検等事務に係る日報」（別紙7参照）に必要事項を記入し、監督署職員に提出すること。

なお、「署確認欄」については、監督署職員が記入する箇所であるため、何も記入しないこと。

III 点検等事務の委託条件

1 委託事務の実施時期

定期報告書提出期間（6月及び10月）の一定の期間

2 委託事務の実施場所

指定する労働基準監督署の事務室内

3 委託事務の実施方法

上記Ⅱに示された事務の範囲で委託事務を実施すること。

4 定期報告書の適切な取扱について

定期報告書の保管について、労働基準監督署の事務室内とし、紛失・破損等がないように最善の注意を払うこと。

5 個人情報保護の保護

受託者は、個人情報保護の取扱いに最善の注意を払うこと。

6 電子計算機等に係る安全管理

受託者は、OCRへの入力処理を行う担当者について、無断アクセス禁止、不正防止等の厳正な管理を行うこと。

(2) 要件確認等

ウ 厚生年金関係確認

様式第15号(注)
労働者災害補償保険 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (傷病用)

① 管轄局番 1345	② 年金証書の番号 131040023	③ 受給権者の氏名 労働 太郎	④ 受給権者の生年月日 昭和33年5月10日	⑤ 年齢 歳
⑥ 年金たる保険給付の種類 傷病補償年金		⑦ 傷病区分及び現病病等級号 1級2号		⑧ 傷病による障害の状態 【診断書のとおり】
⑨ 労災年金のほかに、厚生年金保険、国民年金あるいは船員保険から労災と同じ事由(障害)で年金をうけていますか。 「うけています」とした場合は、⑩欄から⑭欄を記入してください。		⑪ うけていない ⑫ うけていない - 確定請求中 - 請求していない - 労災年金等受給 - その他() (資料提出の場合を記す)		
⑬ うけている厚生年金保険、国民年金、船員保険(厚生年金等)の年金の種類を○で囲んでください。 イ 障害年金 ロ 障害厚生年金		⑭ 国民年金法の ハ 障害年金 ニ 障害基礎年金		⑮ 船員保険法の ホ 障害年金
⑯ 障害年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード 13501515401350		⑰ 障害年金の年額 450,000円 年額 円 年額 円		
⑱ 障害年金の請求年月日 平成16年 4月 1日		⑲ 障害年金の請求年月日 年 月 日		

① 添付書類 診断書 ② 欄の厚生年金等の年額を証明する書類 (厚生年金改定通知書の写)

上記のとおり現況を報告します。
平成19年6月15日

東京 労働基準監督署長 殿

郵便番号 123-0001 電話番号 03-3920-1234
(フリガナ) 千代田区 千代田区 千代田区
住所 千代田区 千代田区 千代田区 1-2-3
(フリガナ) 労働 太郎 太郎
氏名 労働 太郎

1 受付・確認事務
(2) 要件確認等

① 形式確認

イ 添付書類有無確認

○ 問い合わせ先 (From:)

177-0044
東京労働基準監督署
東京部
練馬区上石神井4-8-4
電話番号 03-3920-3311

東京労働基準監督署
19.6.15
受付

1 受付・確認事務

(1) 受付処理

① 受付印押印

123-0001
東京都
千代田区 千代田区 千代田区 1-2-3
労働 太郎 様

提出期間 年 月 1日から 年 月 末日まで

様式種別 39583 ① 受付年月日 7 19 15 ② 年金コード ③ 実行コード

④ 年金証書番号 131040023 ⑤ 被災者生年月日 63.05.10 ⑥ 後援者

⑦ 管轄局種別 西暦年 ⑧ 被災者生年月日 ⑨ 被害等

⑩ 障害コード ⑪ 補別 ⑫ 厚生年金額(1種) ⑬ 厚生年金額開始年月(1種)

⑭ 障害コード ⑮ 補別 ⑯ 厚生年金額(2種) ⑰ 厚生年金額開始年月(2種)

⑱ 厚生年金額 450,000 ⑲ 厚生年金証書番号 13501516401350

報告者(姓) 資格者氏名 生年月日 年齢 性別 障害の等級

1 受付・確認事務
(2) 要件確認等
① 形式確認
ア 記載内容確認

1 受付・確認事務
(2) 要件確認等
② 内容確認
ウ 厚生年金関係確認
前年度の受給情報

提出期間 年 月 1日から 年 月 末日まで

◎ この用紙には何も記入せず返信用封筒に定期報告と一緒に
入れて送付してください。

課長	次長	課長	係長	係

年金種類別添付書類一覧

(別紙2)

	傷病(補償)年金	障害(補償)年金	遺族(補償)年金
① 住民票	不要	①・②どちらかが必要	必要 〔受給権者本人以外に受給資〕
② 戸籍謄本・抄本	不要		必要
③ 厚生年金等改定通知書等の写し	必要 (労災と同一の事由により厚年等を受けている場合)	必要 (労災と同一の事由により厚年等を受けている場合)	必要 (労災と同一の事由により厚年等を受けている場合)
④ 診断書	必要	不要	必要 (障害の状態にあることにより遺族(補償)年金を受けている受給権者(資格者)に限る)

1 受付・確認事務

(2) 要件確認等

② 内容確認

ア 住民票確認

労働者災害補償保険
年金一時金システム

定期報告入力帳票(年金)

別紙3

被災者番号 39583

① 受付年月日 7/19/81

② 照会コード ③ 実行コード

④ 年金証書番号 133050001

⑤ 被災者生年月日 5330510

⑥ 姓番号

⑦ 管理用種別 ⑧ 西暦年 ⑨ 年 ⑩ 号

⑪ 被災者生年月日 ⑫ 姓番号

⑬ 期数コード ⑭ 種別 ⑮ 原年毎年額(1種) ⑯ 原年毎額開始年月(1種)

⑰ 原年毎年額(2種) ⑱ 原年毎額開始年月(2種)

⑲ 基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード(1種)

⑳ 基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード(2種)

① 現在支給されている厚生年金等の年金額 450,000 円

② ①の年金額を元金とするに付した年月日 平成16年4月1日

③ 送付書類 住民票の写しまたは戸籍抄本④欄の厚生年金等の年額を証明する書類(厚生年金改定通知書の写)

上記のとおり現況を報告します。

平成19年6月15日

東京 労働基準監督署長 殿

氏名 労働 次郎

東京労働基準監督署
19.6.15
受付

〇 問い合わせ先 (From):
177-0044
東京労働基準監督署
東京都
港区上石神井4-8-4
電話番号 03-3920-3311

123-0001
東京都
千代田区霞が関9-87
労働 次郎 様

提出期間 年 月 1日から 年 月末日まで

◎ この用紙には何も記入せず返信用封筒に定期報告と一緒に
入れて送付してください。

1 受付・確認事務
(4) 入力処理

① 管理用種別 ② 西暦年 ③ 年 ④ 号

⑤ 被災者生年月日 ⑥ 姓番号

⑦ 期数コード ⑧ 種別 ⑨ 原年毎年額(1種) ⑩ 原年毎額開始年月(1種)

⑪ 原年毎年額(2種) ⑫ 原年毎額開始年月(2種)

⑬ 基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード(1種)

⑭ 基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード(2種)

⑮ 現在支給されている厚生年金等の年金額 450,000 円

⑯ ⑮の年金額を元金とするに付した年月日 平成16年4月1日

⑰ 送付書類 住民票の写しまたは戸籍抄本④欄の厚生年金等の年額を証明する書類(厚生年金改定通知書の写)

上記のとおり現況を報告します。

平成19年6月15日

東京 労働基準監督署長 殿

氏名 労働 次郎

東京労働基準監督署
19.6.15
受付

〇 問い合わせ先 (From):
177-0044
東京労働基準監督署
東京都
港区上石神井4-8-4
電話番号 03-3920-3311

123-0001
東京都
千代田区霞が関9-87
労働 次郎 様

提出期間 年 月 1日から 年 月末日まで

◎ この用紙には何も記入せず返信用封筒に定期報告と一緒に
入れて送付してください。

署長	次長	課長	係長	係

定期報告入力帳票(年金)

様式第18号(2)

労働者災害補償保険 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (遺族用)

受給権者	①年金証書の番号	②扶養番号	③受給権者の氏名	④受給権者の生年月日	⑤年齢
	135000123	02	労働 花子	昭和45年6月23日	歳
厚生年金保険等の受給関係	⑥年金たる保険給付の種類	⑦被災労働者との関係	⑧障害の状態の有無	⑨障害の部位及び状態	
	遺族補償年金	011	ある・なし	【診断書のとおり】	
遺族年金の受給権者	⑩労災年金のほか、厚生年金保険、国民年金あるいは船員保険から労災と同じ事由(死亡)で年金をうけていますか、「うけている」とした場合は、⑪欄から⑬欄を記入してください。		⑫うけている		
	⑭うけている厚生年金保険法の		国民年金法の		船員保険法の
	イ 遺族年金		ハ 母子年金 ▲ 寡婦年金		チ 遺族年金
	ロ 遺族厚生年金		ニ 準母子年金 ト 遺族基礎年金		ホ 遺児年金
⑮遺族年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード		13535514501450			
⑯現在支給されている厚生年金等の年金額		年額 1,500,000.00円		円	
⑰⑯欄の年金額を支給されることになった年月日		平成18年4月1日			
⑱ 添付書類 診断書・住民票の写し・戸籍謄本(抄本)・⑮欄の厚生年金等の年額を証明する書類()					
上記のとおり現況を報告します。					
郵便番号 123-0001		電話番号 03-3920-0012			
住所 千代田区霞が関14-5		氏名 労働 花子			
東京 労働基準監督署長 殿		氏名 労働 花子			

1. 受付・確認事務
(2) 要件確認
② 内容確認
ア 住民票確認

帳票種別	①受付年月日	②照会コード	③実行コード
39583	7		
④年金証書番号	⑤被災者生年月日	⑥扶養番号	
135000123	5450623	02	
⑦管轄府種別	⑧被災者生年月日	⑨扶養番号	
西暦年 番 号	9		
⑩障害コード	⑪種別	⑫厚年等年額(1種)	⑬厚年等開始年月(1種)
⑭障害コード	⑮種別	⑯厚年等年額(2種)	⑰厚年等開始年月(2種)
⑱厚年等年額	⑲厚年等開始年月	⑳厚年等年金証書番号	
1,500,000	18.4	13535514501450	
報告者 枝番号	資格者氏名	生年月日	年齢 性別
02	ロトウ ハナコ	S45.6.23	女
11	ロトウ サツロウ	H8.10.30	男
提出期間 年 月 1日から 年 月末日まで			
◎ この用紙には何も記入せず返信用封筒に定期報告と一緒に 入れて送付してください。			

〇 問い合わせ先 (From:)

177-0044
東京労働基準監督署
東京都
港区上石神井4-8-4
電話番号 03-3920-3311

東京労働基準監督署
19.6.15
受付

123-0001
東京都
千代田区霞が関14-5
労働 花子 様

提出期間 年 月 1日から 年 月末日まで

署長 次長 課長 係長 係

定期報告入力帳票(年金)

様式第3号

特別遺族年金の受給権者の定期報告書

①年金証書の番号	②枝番号	③受給権者の氏名	④受給権者の生年月日	⑤年齢
136000045	02	労働 まゆみ	昭和50年3月7日	歳
⑥年金たる保険給付の種類	⑦死亡労働者等との関係	⑧障害の状態の有無	⑨障害の部位及び状態	
特別遺族年金	011	ある・ <u>なし</u>	【診断書のとおり】	

氏名(フリガナ)	生年月日	年齢	住所	死亡労働者等との関係	障害の有無
労働 まゆみ ロウトウ マユミ	昭和50年3月7日 102	歳	千代田区霞が関100-5	配偶者	ある・ <u>なし</u>
				配偶者	無
					ある・なし
					ある・なし
					ある・なし

⑩添付書類 診断書・住民票の写し・戸籍謄本(抄本)・その他()

上記のとおり現況を報告します。 郵便番号 123-0001 電話番号 03-3920-0157
(フリガナ) 千代田区 千代田区 千代田区

昭和59年6月15日 住所 千代田区霞が関100-5
東京 労働基準監督署長 殿 (フリガナ) ロウトウ マユミ
氏名 労働 まゆみ

○ 問い合わせ先 (From:)
177-0044
東京労働基準監督署
東京都
練馬区上石神井4-8-4
電話番号 03-3920-3311

東京労働基準監督署
19.6.15
受付

123-0001
東京都
千代田区霞が関100-5
労働 まゆみ 歳

提出期間 年 月 1日から 年 月 末日まで

① 年金証書種別 39583	① 受付年月日 7 月 日	② 照会コード	③ 実行コード
④ 年金証書番号 136000045	⑤ 被災者生年月日 550307	⑥ 枝番号 02	⑦ 枝番号
⑧ 管轄局種別西暦年番号	⑨ 被災者生年月日	⑩ 枝番号	
⑪ 管轄局種別西暦年番号	⑫ 被災者生年月日	⑬ 枝番号	

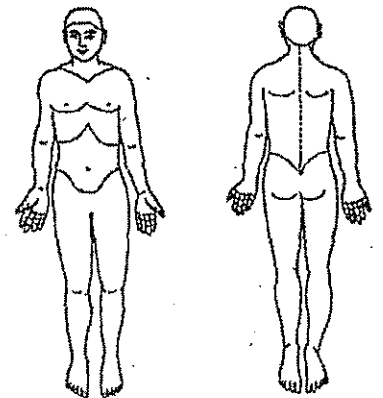
枝番号	資格者氏名	生年月日	年齢	性別	障害の有無	障害の部位
02	ロウトウ マユミ	S50.3.7		女	あり	


1 受付・確認事務
(2) 要件確認等
② 内容確認
ア 住民票確認

提出期間 年 月 1日から 年 月 末日まで

◎ この用紙には何も記入せず返信用封筒に定期報告と一緒に
入れて送付してください。

署長	次長	課長	係長	係
----	----	----	----	---

労働者災害補償保険		診 断 書		(せき肺指検用)	
1 氏 名 等 (男・女)		2 生 年 月 日 明治 大正 昭和 年 月 日			
3 傷 病 名		4 負傷年月日 年 月 日		初診年月日 年 月 日	
5 麻痺の状況 有 無 (第 髓以下完全・不全) 神経因性膀胱 有・無					
6 過去二年間の経過の概要	せき肺、せき症 に対する治療		四肢に対する 治療		尿路に対する 治療
	その他				
7 運動器系所見		(知覚麻痺、両側、自覚性なし、拘縮、反射等を、下記人体図を利用して記載してください。)			
					

労働者災害補償保険		診 断 書		(じん肺用)										
1 氏 名 等 (男・女)		2 生 年 月 日 明治 大正 昭和 年 月 日												
3 疾 病 名 (じん肺及び合併症の種類がわか るように入力して下さい。)		4 じん肺管理区分が管理4 (又は4程度)又 は管理2若しくは管理3で合併症にかかっ ていると決定された年月日 年 月 日		初診年月日 年 月 日										
5 既往症 の概要 (胸部に関する既往症について記入して下さい。)														
6 過去1年間の 療養の内容 及び経過の 概 要		(治療を受けた期間) 自 年 月 日 至 年 月 日 (主たる治療及び経過)												
7 エックス線写真による検査				4 エックス線写真の像 イ 小陰影の区分 (1/16 1/8 1/4 1/2 3/4 3/8 3/16 3/4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>像</th> <th>区 分</th> <th>タイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粒 状 影</td> <td>/</td> <td>p q r</td> </tr> <tr> <td>不整形陰影</td> <td>/</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ロ 大陰影の区分 (A B C) ハ 付加記載事項 (pl pic co bu ca ev em es px lb)		像	区 分	タイプ	粒 状 影	/	p q r	不整形陰影	/	
像	区 分	タイプ												
粒 状 影	/	p q r												
不整形陰影	/													
8 胸部に関する臨床検査		検査年月日 年 月 日		年 月 日										
		呼吸困難 I II III IV V 自 せ き 大 心 悸 亢 進 其 他 覚 た ん 心 悸 亢 進 其 他 症 心 悸 亢 進 其 他 状 其 他		チアノーゼ + - ばらばら指 + 胸 雑 音 + (部位) 其 他										

1 年金証書番号	
2 受給者氏名 (電話応対者氏名)	()
3 連絡日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
4 理解が得られないとする内容	
5 連絡内容 (該当項目に○、詳細は右欄に記入) (1) 書類添付漏れ ① 診断書 ② 住民票 ③ 戸籍謄本・抄本 ④ 厚年等改定通知書 ----- (2) 定期報告の記載内容確認 ① 住所不一致 ② 厚年等受給関係 ③ 氏名不一致 ④ 生年月日不一致 ⑤ その他 ----- (3) 定期報告書を再送付する際の 住所等確認	結果(経過)
備 考	

受託担当者氏名



監督署担当者氏名

年金定期報告書の点検等事務に係る日報

1 定期報告書審査件数 総計 _____ 件

2 特に報告を要する事案

(1) 行政の審査、判断、決定が必要と考えられる事案

年金証書番号	受給権者氏名	概要	署確認欄

(2) 過去に遡る厚年等情報の誤りが判明した事案

年金証書番号	受給権者氏名	概要	署確認欄

(3) 転居先不明等の理由により返送された定期報告書で、電話連絡による確認ができなかった事案

年金証書番号	受給権者氏名	概要	署確認欄

3 その他報告すべき事項

以上のとおり報告いたします。

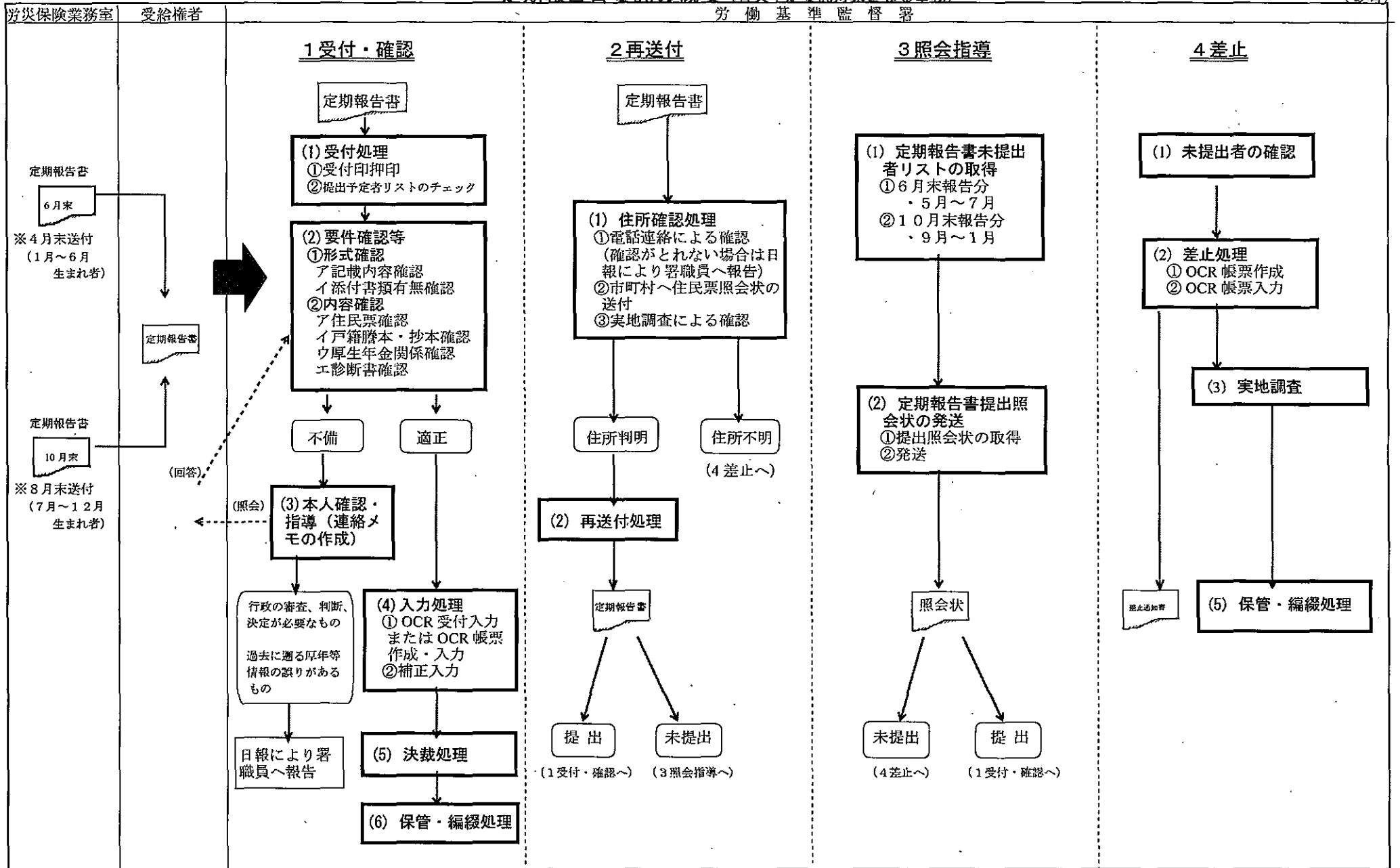
_____年 月 日

作成者 _____ 印

担当課長印

定期報告書委託の概要 (青文字が委託対象となる事務)

(参考)



(注) 点検等事務の詳細は、「年金定期報告書の点検事務等に係る外部委託事務処理要領」によること。

電話対応例

平成21年4月1日改訂

1 基本的留意事項

- (1) 年金受給者等に対する照会事項及び疑義に関し、説明はできる限り懇切丁寧に対応すること。
- (2) 年金受給者等の納得・理解が得られず、当該年金受給者等が監督署へ電話をすることとなった場合は、当方からの照会事項及び年金受給者等からの質問事項等をメモ（事務処理要領「別紙6」）にまとめ、これを監督署労災課長等へ伝達し、電話対応に備えること。

2 実際の電話対応例

受託担当者の年金受給者への対応

(1) 年金受給者への電話照会

私は、厚生労働省からの委託により、労災年金受給者の皆様から提出される定期報告書の確認を行っております、〇〇（受託者名）の〇〇（担当者名）と申します。本日は、〇〇様から提出された労災年金定期報告書について、〇〇〇〇についてご確認させていただきたく、お電話いたしました。

(2) 年金受給者が不信を抱き、受託担当者が年金定期報告書の点検確認を行っているのか等を問われた場合

厚生労働省は、新規労災年金受給者の皆様が、的確に労災年

金を受け取ることができるよう、事務手続きをお手伝いしたり、法律問題の困り事に関する支援等を行う「新規労災年金受給者支援事業」を外部委託しています。

今回の定期報告書に係るご照会も、事業の一環として、年金を支払時期に間違いなく確実に受け取っていただくために、確認させていただいているものです。

ご心配されている個人情報である定期報告の内容が漏れたりしないかといった点については、決して外部に漏らさないよう守秘義務が課せられておりますので、ご安心下さい。

(3) 納得が得られない場合

わかりました。それでは、私が申しあげました内容につきまして、大変お手数をかけますが、〇〇監督署へ電話を入れていただき、ご確認して下さるようお願いいたします。(または、監督署職員に代わること)

2 労災年金受給者が監督署へ確認の電話をした場合

(1) 労災年金定期報告書の点検を行っている者から電話があったが、間違いはないのか。

(回答) 監督署職員

まちがいございません。

〇〇様には、〇〇（受託者名）の〇〇（担当者名）という者から電話があったと思いますが、確かに当監督署から年金定期報告書の点検確認の事務を〇〇（受託者名）へ依頼しております。

(2) 労災年金の支給事務は、行政が行うべきもので、これを外部に行わせてよいのか、〇〇（受託者名）疑わしい団体ではないのか。

(回答①) 監督署職員

年金受給者の皆様に的確に年金を受け取っていただくことを目的として、年2回（6月と10月）、「年金定期報告書」を監督署へご提出していただきますが、この時期、数多くの報告書が提出されることから、労災年金制度を熟知している労災年金相談所の職員にご協力をいただき、記載内容や添付書類の漏れがないか等、基本的な事項を点検確認するというものであり、

国に代わって、年金受給者の皆様へ年金受給の事務手続の指導を行うという立場から問題はありませんし、最終的には監督署の職員が総合的なチェックを行うものであります。

(回答②) 監督署職員

〇〇(受託者名)は、本業務を実施するにあたり十分な能力を持っているかどうか、また、個人情報の取り扱いに関して徹底した管理体制を有しているかどうか等に関して、国が厳しく評価を行った結果、最も優れた者であると判断し、業務を委託している団体ですので、心配ございません。

(3) 個人情報外部に漏れないか。

(回答) 監督署職員

国は、〇〇(受託者名)に対して、労災年金制度に関する業務委託を行っているところですが、委託業務を行う職員に対しては、守秘義務を課したうえで年金受給者皆様の個人情報の機密保持には厳重な取扱いを行っており、その点については今般の年金定期報告書の点検確認においても徹底していますのでご安心ください。

(4) 説明終了後の対応

質疑等に関する説明を行った後の措置として、〇〇(受託者名)所属職員に再び引き継ぎすることなく、電話対応した監督署職

員が提出された年金定期報告書の不備等内容について、年金受給者に対し説明を行った上で、確認または添付書類の提出を求めること。

(5) 監督署の労災担当職員が不在または電話に出ることができない場合。

氏名、電話番号を確認して、折り返し監督署職員が電話をすること。